健康経営宣言

　鈴幸商事は、当社宣言(経営理念)に基づき、社員一人ひとりを会社の重要な財産と認識し、社員の安全と健康の促進、働きやすい職場環境の整備、ワークライフバランスの支援を行う中で、社員の健康を組織で支えることで健康経営を推進することを宣言します。

　なお、別途定める健康委員会において、以下の取り組みを重点的に推進することとします。

1. 健康管理への取り組み

・毎年の定期健康診断において、受診率１００％を目指すとともに、健康に問題があった方のその後のフォローに努めます。また、インフルエンザ予防接種、配偶者にかかる健康診断費用の補助等、健康増進のための各種施策に取り組みます。

・営業車の利用に際し安全運転を奨励し、また体調管理面への配慮に努めます。

・メンタルヘルスケアを重視し、定期的な研修の実施や個別面談の実施に取り組みます。

1. 働きやすい職場環境づくり

・社員で構成したES委員会等を通じて、幅広く社員の要望を聞き入れ、働きやすい職場環境づくりに努めます。

・IT化の促進により、仕事の標準化や効率化を進め、ストレスの少ない職場環境の整備を進めます。

・加湿器、扇風機など空調関係の器材をはじめ、健康管理に必要な器材を積極的に導入します。

1. ワークライフバランスの支援

・仕事の効率化を通じて長時間労働を抑制し、２１時以降の残業を原則行わない取り組みを促進します。

・アニバーサリー休暇の活用などを通じて有給休暇の取得を奨励・促進し、社員の健康管理に配慮します。

・創立記念日、夏季・年末等の各種レクリエーション活動を通じて、社員の心身のリフレッシュに貢献します。

令和２年４月１日

鈴 幸 商 事 株 式 会 社

代表取締役社長 鈴木 謙太朗

〇健康委員会　規則　（令和２年４月１日）

（趣旨）

1. この規則は、健康経営宣言に基づき、健康委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他委員会につ

いて必要な事項を定めるものとする。

（組織）

1. 委員会は、社長及び総務部社員で組織する。

（委員長及び委員）

1. 委員長は社長とする。なお委員長が事故あるときは、総務部長が代理する。

　　２　委員は、総務部長、総務課長のほか、総務部社員で構成する。リーダーは委員の中から総務部長が選任する。

　　（会議の開催及び運営）

1. 委員会は、原則毎月第２土曜日（営業会議開催日）に開催する。

２　委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

３　会議の内容は議事録として記録し、必要に応じて委員会に欠席した委員や関係者に伝達する。

４　委員は、会議及びその準備の過程で知りえた個人情報について、社内外で一切口外しないものとする。

（その他）

第５条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長または総務部長に諮って定め

る。

　　　　　　附　則

　　（施行期日）

　　　この規則は、令和２年４月１日から施行する。